

社会保障・税番号制度(以下、マイナンバー制度という)は、住民票を有する全ての方に1人1つの個人番号(以下、マイナンバーという)を付して、社会保障・税・災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。



# マイナンバー制度 が始まります

Vol.1

## Q1 マイナンバーはいつ、どのように通知されますか？

**A1** 平成27年10月以降、住民票を有する国民の皆さん一人一人に、12桁のマイナンバーが付番され、マイナンバーが記載された「通知カード」により通知されます(中長期在留者や特別永住者などの外国人も対象)。

## Q2 マイナンバーはどのような場面で使用することとなりますか？

**A2** 平成28年1月以降、順次、社会保障・税・災害対策の行政手続でマイナンバーが必要になります。



## Q3 マイナンバーを他人に提供してもよいのですか？

**A3** マイナンバーは、法律で定められた目的以外にむやみに他人に提供することはできません。他人のマイナンバーを不正に入手したり、他人のマイナンバーを取り扱っている人がマイナンバーを含む個人情報を他人に不当に提供したりすると処罰の対象になります。



## Q4 個人情報が一元管理され、外部に漏れる恐れはありませんか？

**A4** 個人情報が外部に漏れるのではないかと、自分や他人のマイナンバーでなりすましが起こるのではないかと、といった心配の声もありますが、マイナンバーを安心・安全にご利用いただくため、制度面とシステム面の両方から個人情報を保護するための措置を講じています。

もっと  
詳しい  
情報は？

マイナンバー制度について不明な点やより詳しい情報を知りたいときは下記でご確認ください。

**コールセンター**

平日9時30分～17時30分

☎ **0570・20・0178** (外国語は ☎0570・20・0291)

内閣官房HP「社会保障・税番号制度」 <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

### 事業者の皆さんへ

平成28年1月から民間事業者は、従業員などの社会保険の手続きや源泉徴収票の作成などにおいてマイナンバーを取り扱うこととなりますので、マイナンバーの適正な取り扱いをお願いします。



### 個人番号カード

表面に氏名、住所、生年月日、性別と本人の顔写真が表示され、裏面にマイナンバーが記載されます。個人番号カードは、平成28年1月以降、郵送などにより申請していただくことで交付される予定です。交付手数料については無料です。



あなたの声を活かすしくみ

## パブリックコメント

### ■(仮称)石狩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

**【市の原案の概要】**「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)に定めがない独自の行政サービスにおいて、個人情報を効率的に検索・管理するために個人番号(マイナンバー)を利用することを条例で定めるものです。また、番号法で制限されている市長部局と教育委員会の間での特定個人情報の照会・提供、業務利用を行うために条例で定めるものです。

**【問合せ】**情報政策課 ☎72・3159

### ■社会保障・税番号制度における通知カード及び個人番号カードの再交付手数料の設定について

**【市の原案の概要】**本年10月5日に施行される「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)において発行することとなる「通知カード」及び「個人番号カード」の再交付手数料を規定します。

- ・通知カード再交付手数料 500円
- ・個人番号カード再交付手数料 800円

**【問合せ】**市民課 ☎72・3165

**共通事項**

**【募集期間】**7月1日(水)～31日(金)

**【意見の提出方法】**氏名・住所・連絡先を明記の上、持参・郵送・ファクス・Eメール・音声ファイル・録音テープのいずれかで提出。意見はどなたでも提出できます。

**【意見の提出先】**企画課 〒061-3292 花川北6・1・30・2(市役所3階) ☎72・3540 ✉kikaku@city.ishikari.hokkaido.jp

※詳しくは市HP、あい・ボード、市情報公開コーナー(1階)、市民図書館、担当課、各支所地域振興課にある資料をご覧ください

**【意見の検討結果】**8月中旬に公表予定

# 家族だけで悩まないで

## —不登校・引きこもりについて—



### 不登校とは?

特別な子どもに生じる“問題”ではなく、どの児童・生徒に起こっても不思議ではない“状態”のこと。誰にでも起こりえるから、その背景も人によってさまざま、たくさんの事情が複雑に入り交っています。

不登校はよく“甘え”や“さぼり”のように思われますが、本人には「学校に行きたくても行けない」などの事情があります。そして本人はもちろん、その家族も担任も、どうしたらよいかと悩み苦しんでいるのです。



### 引きこもりとは?

誰でも周囲の環境に適応できなくなった時に引きこもることが起こりえます。

「引きこもり」と聞くと、自室や家から一步も出ないイメージがありますが、中には「コンビニや趣味の場所には行けるが、それ以外の場所には行くことができない。社会参加はできるだけしたくない」といった方もいます。このような状態を“ニート”や“引きこもり親和群<sup>しんわぐん</sup>”と呼ぶこともあります。この状態から自分や家族の力だけで就労や社会参加に向けて進み出すのは、なかなか難しいのが現状です。

※引きこもり親和群…「引きこもり」ではないが心理的に同じような意識傾向を持つ人々

「不登校」や「引きこもり」は、家族が悪いわけでも、本人が悪いわけでもありません。  
育て方が間違っただけということでもありません。  
だからこそ、当事者や家族だけではなかなか解決することが難しい場合があります。  
早めの相談が長期化を防ぐ鍵です！  
1人で悩まずに「相談室セジュール・まるしえ」へお電話を！

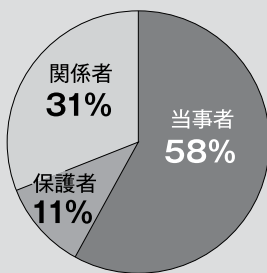
## 気軽に相談できます

### ■相談室セジュール・まるしえ

☎ 花川北3-3-1 ☎77-5763  
平日10時～19時(電話受付10時30分～17時30分)

### 相談利用者実績

平成26年度 相談対応件数総計 **1,374件**  
(当事者や家族、関係機関とのやり取りの総数)



最初の相談は、家族がほとんど。  
その後、本人が通えるようになると、  
どんどん本人の利用回数が増えています

元小学校教員宅だった一軒家が相談室です。予約制なので、静かな雰囲気の中、安心して話を聞いてもらえます。相談員は、専門資格(臨床心理士、精神保健福祉士など)を有し、児童・思春期・青年期の医療・福祉・教育の分野で勤務した経験を持っています。

まずは相談者の話を聞いて、困り事を一緒に整理し、必要に応じて専門機関や受けられる支援についてご紹介します。「これからどうすればいいのか」「家族にどう接すればいいのか」など具体的なことも一緒に考えてくれます。

※活動費は実費がかかります

ここには同じ悩みを持った仲間が集まるグループ活動があります。年齢や性別などに合わせてグループ分けされ、ゲームや調理、園芸活動、アルバイト練習、季節のイベントなどの活動を通して、各自がやりたいことを探し、目標達成や自立、社会参加を目指します。



市内に住む15歳～39歳に行ったアンケート調査より(平成23年調べ)

●引きこもりの状態にある方 315人 ●引きこもり親和群の状態にある方 967人 ※いずれも推計

「引きこもり」は自分とは関係のない、別世界の出来事と感じられがちですが、実は身近な問題として私たちの周りに存在しています。